

小田地区 防災まちづくり懇談会ニュース 第15号 令和5年8月発行

「地区まちづくり目標（案）」について意見交換を行いました！

前回（令和4年12月10日）のグループワークでのご意見を踏まえて市で作成した「地区まちづくり目標」の案について、今回も班に分かれて意見交換を行いました。また、地区まちづくり構想のその他の内容の案と今後のスケジュールについて市から説明し、概ね了承されました。

第12回防災まちづくり懇談会の概要

開催：令和5年6月3日（土） 午後2時～午後3時30分
 場所：小田小学校 特別活動室
 出席者：小田1丁目町内会、小田中央町内会、小田3丁目町内会、小田4丁目町内会、小田五六町内会、浅田1・2丁目町内会、浅田3・4丁目町内会、小田栄町内会、京町3丁目町内会 計16名
 内容：地区まちづくり目標についてのグループワーク、地区まちづくり基準、地区まちづくり活動計画、地区まちづくり対象地区、今後のスケジュールについての説明と意見交換

①地区まちづくり目標についてのグループワーク

市で作成した地区まちづくり目標（案）をたたき台として、4つの班毎に意見交換を行い、全体目標とテーマ別目標の案をまとめました。

1班

【全体目標】
 「にぎわいが 未来につなげる おだのまち」
 「笑い声 未来につなげる おだのまち」
 【テーマ別目標】
 ・ゆとりある住環境で、四季を感じる住み良いまち
 ・災害が起きて、避難ができる安心なまち
 ・賑わう祭りで声が響く小田のまち
 ・歩いて楽しい、挨拶いっぱい下町人情小田のまち

2班

【全体目標】
 「未来につなげる つよいまち おだ」
 【テーマ別目標】
 ・良好な住環境で、四季を感じる住み良いまち
 ・燃えにくく、災害に強い安全なまち
 ・活気ある祭りでつなぐ歴史と絆
 ・未来に向けて、未永く暮らせるまち

3班

【全体目標】
 「人と人のつながりがある小田のまち ～世代を超えた取組によって活気があり住み続けたいまち～」
 【テーマ別目標】
 ・ゆとりある住環境で、四季を感じる住み良いまち
 ・避難ができ、燃えにくく、災害に強い安全なまち
 ・小田の人でつなぐ歴史と絆
 ・未来に向けて、世代を超えた取組により未永く暮らせるまち

4班

【全体目標】
 「ありがとうを素直に言えるまちづくり」
 【テーマ別目標】
 ・ゆとりある潤いのある住環境、四季を感じる住み良いまち
 ・燃えにくく、災害に強い安全なまち
 ・活気ある祭りでつなぐ歴史と絆
 ・あいさつをかわしながら交流につながる下町人情小田のまち

（グループワークの総括）

- ・防災を前提としつつも、「未来」「人とのつながり」などが大切なキーワードとして浮かび上がりました。
- ・今後、小学校の総合学習の中で児童の意見を聞くことも予定しています。
- ・各班の案をもとに今後検討を繰り返し、最終的な目標としていきたいと思えます。

②地区まちづくり基準

「地区まちづくり構想」で定める「地区まちづくり基準」には、「特定地区まちづくり基準」と「その他基準」があります。

どちらも協議を事業者に求めることができますが、特定地区まちづくり基準を定めると、書面による基準審査が必要となる等、地区まちづくり組織側の負担が大きいです。

決定

- ・小田地区では「その他基準」として定める
- ・基準の内容は、ワンルームマンション建設時の事前協議、ゴミ・駐輪対策とする

基準	定める内容
特定地区まちづくり基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「地区まちづくり組織」との協議を義務付けて、遵守事項を定めます。 ・協議対象行為が、「特定地区まちづくり基準」に適合しているか否かを誰が見ても判断できるように、数値等で示した定量的な基準を定めます。
その他基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地区まちづくり基準に該当しないものは、地区住民等同士の自主的な取組として定めます。 ※他地区では「特定地区まちづくり基準」に該当していても「その他基準」として定めている場合もあります。

目的	小田地区で定める内容（案）
ワンルームマンションのゴミ、駐輪対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンルームマンション等の建設にあたっては、事前協議を行うこととし、駐輪場、ゴミ置場を確保する計画とする。

③地区まちづくり活動計画

「地区まちづくり活動計画」とは、地区まちづくり目標の達成のために、日常的に自分たちでできる活動のことです。防災活動の例としては、安否確認訓練、防災用品の共同購入、防災ポリ袋調理のイベントの実施などがあります。



決定

- ・「地区まちづくり活動」を定める（内容は今後検討していく）

④地区まちづくり対象地区

地区まちづくり組織の単位としては、「小田地区全体」と「町内会毎」があります。

どちらも基本的に地区まちづくり構想の内容は同じですが、町内会毎の単位にすると、認定に係る申請手続きも町内会毎に申請する必要があり、各町内会から構成員を10人以上選出する必要があることから、各町内会の負担が大きくなります。

決定

- ・地区まちづくり対象地区は「小田地区全体」とする

⑤今後の進め方

これまで、市の主催で懇談会を開催してきましたが、今後はまちづくり構想等の作成に向けて、住民主体の組織に移行していきたいと考えています。

まずは、地区まちづくり条例に基づく「地区まちづくり組織」の認定に向けた準備として、「準備会」を立ち上げます（8月予定）。

準備会の活動内容については、今後もお知らせを発行する予定です。



バックナンバーはこちら

